

第1回\_地域福祉計画等策定委員会（H27.11.27開催）

第3次小牧市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会  
設置要綱

（平成27年9月15日）  
27小福第1204号

（設置）

第1条 総合的な地域福祉の推進を図るための第3次小牧市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「計画等」という。）を地域住民、地域団体等と協働して策定するため、第3次小牧市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市が作成する計画等の素案に関し、意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 社会福祉関係者
- (4) ボランティア団体に所属する者
- (5) 公募により選ばれた市民

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年9月15日から施行する。